



モクレン

# 森田大税理士事務所ニユース

編集発行人  
税理士

森田大

〒631-0804  
奈良市神功3丁目15番地の8  
(平城ニュータウン奈良大学前)  
PHONE 0742・71・4543(代)  
FAX 0742・71・4544  
URL <http://www.morita-as.com>  
E-mail [info@morita-as.com](mailto:info@morita-as.com)

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	31
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

## 3月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> ／令和6年分所得税の確定申告<br>2月16日～3月17日 | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 3月31日     |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請<br>3月17日        | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告<br>3月31日                |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告<br>2月1日～3月17日         | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告             |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付<br>3月10日         | (年3回の場合) 3月31日                                  |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の令和6年分消費税等の確定申告 3月31日   | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月17日 |

### ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。

# 令和7年度 税制改正(案) のポイント

自民党・公明党が昨年12月に公表した令和7年度与党税制改正大綱では、基礎控除や給与所得控除の引上げ、防衛特別法人税の創設といった項目が盛り込まれています。

【表1】に、主な改正項目のタイムスケジュールを示します。この表は、令和7年度与党税制改正大綱で取り上げられた項目と、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降のものを掲載しています。

## 1 基礎控除・給与所得控除

令和7年度税制改正の最大の焦点であった「年収103万円の壁」に対応する措置として、与党税制改正大綱では、基礎控除については合計所得金額が2350万円以下の人について控除額を10万円引き上げ58万円に、給与所得控除の最低保障額については55万円から65万円に引き上げる旨が明記されています。

基礎控除や給与所得控除の引上げは、令和7年分以後の所得税について適用されます。

## 2 配偶者・扶養親族

居住者が、年齢19歳以上23歳未満の同一生計親族で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から【表2】で示す控除額を控除する制度が創設される予定です。ただし、その親族等がその居住者の配偶者及び青色事業専従者等であるものを除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限り適用されます。この制度を特定親

表1 改正項目タイムスケジュール  
(○減税、●増税、—どちらともいえない)

2025年 (令和7年)	1月	● 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
		○ 基礎控除・給与所得控除の見直し — 扶養控除等申告書の記載事項の見直し ○ 法人版・個人版事業承継税制の見直し
2026年 (令和8年)	4月	● 中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し
	1月	— 個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
	4月	● 防衛特別法人税の創設 ○ 生命保険料控除の見直し
		● 段階的に、加熱式たばこの課税方式の見直し
2027年 (令和9年)	1月	○ 源泉徴収票の提出方法の見直し — 納期の特例申請、青色申告承認申請・青色専従者給与の届出、給与等支払事務所の開設等届出についての簡素化
		● 段階的に、たばこ税率を引上げ
2027年～2029年		●

## 3 生命保険料控除

居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額は、【表3】の計算式により計算した金額になります。旧生命保険料と前記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、

族特別控除(仮称)といえます。また、基礎控除や給与所得控除の見直しと特定親族特別控除の創設に伴い、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件や、ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の下に引き上げられるなどの措置が講じられます。

一般生命保険料控除の適用限度額は6万円になります。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、12万円のままです。

#### 4 法人税・防衛特別法人税

所得の金額が年800万円以下の部分について税率が15%に軽減される中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用期限が2年延長されます。ただし、所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率が15%ではなく17%に引き上げられます。令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

また、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人に防衛特別法人税（仮称）が課税される制度が創設されます。防衛特別法人税の額は、課税標準となる法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した額に4%の税率を乗じた金額です。

#### 5 中小企業経営強化税制

中小企業者等が特定経営力向

上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、適用期限が2年延長されます。ただし、特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであることなどの要件が追加されます。

#### 6 輸出品物販売場制度

輸出品物販売場を営営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合に、その免税購入対象者が購入日から90日以内に出港地の税関長の確認を受けたときは、その確認した旨の情報を、輸出品物販売場を営営する事業者が保存することを要件に、免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

この改正により、実務上は消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に輸出品物販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」になります。

#### 7 その他

- (1) 個人型確定拠出年金について、年齢60歳以上70歳未満のうち一定の人について制度の対象とすることや、拠出限度額が引き上げられるなどの措置が講じられます。
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が2年延長されます。
- (3) 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件や、個人版事業承継税制における事業従事要件が緩和されます。

表2 特定親族特別控除の金額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

- (4) 企業版ふるさと納税について、関係法令が改正され、一定の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されます。
- (5) 法人が、再資源化事業等高度化設備の取得等をした場合の特別償却制度が創設されます。

表3 生命保険料控除の控除額

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1 / 2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1 / 4 + 30,000円
120,000円超	一律 60,000円

## 減価償却資産を消耗品費として損金処理した場合の取扱い

事業用に供される建物や機械装置、器具備品などの資産は、一般的には時の経過などによってその価値が減少します。このような資産を減価償却資産といいます。減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額損金の額に算入することはできません。減価償却費として損金の額に算入される金額は、確定した決算において償却費として損金経理をした金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とされています。

では次の2つの資産を期首に取得し、取得価額のすべてを消耗品費として処理して申告をした場合、その後の修正申告において修正する額は、どのようになるでしょう。

- (1) 取得価額50万円の器具備品（耐用年数：5年）
- (2) 取得価額100万円の機械装置（耐用年数：10年）

減価償却資産として計上すべき金額を全額消耗品費として処理したような場合、消耗品費は償却費ではないので、「償却費として損金経理をした金額」には該当せず、計上した消耗品費の全額を資産の計上もれとして申告加算する必要があります。ただし、おおむね60万円以下の少額な減価償却資産や耐用年数3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費などとして損金経理をした場合のその損金経理をした金額など、一定の要件を満たす金額については、税務上も「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとされています。

したがって、会社が減価償却資産の償却方法として定額法を採用している場合、前記の(1)については取得価額50万円から償却限度額10万円を差し引いた40万円を償却限度超過額として、(2)については取得価額100万円を資産の計上もれとして修正申告することになります。

### 3月の税務ピックアップ

#### 個人の青色申告の承認申請

事業所得や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う人が青色申告の承認を受けようとする場合、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出します。青色申告承認申請書には、納税地や氏名その他、所得の種類や事業所の名称・所在地、備付帳簿名などを記載します。

なお、その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合は、その事業開始等の日から2か月以内が提出期限です。また、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合の提出時期は、相続開始を知った日（死亡日）の時期に応じて、次のように決まっています。

- ①死亡日が1/1～8/31：死亡日から4か月以内
- ②死亡日が9/1～10/31：12/31まで
- ③死亡日が11/1～12/31：翌年2/15まで

#### 誤って納付した 印紙税の還付

印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が過大である場合や、収入印紙を貼り付けた課税文書を使用する見込みがなくなった場合には、印紙税の過誤納金として還付の対象となります。還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求書）」に必要事項を記入して、所轄税務署に提出します。この

場合の納税地は、文書の種類や記載内容などによって異なる場合がありますので、あらかじめ確認した方が良いでしょう。なお申請の際には、印紙税が過誤納となっている文書の現物を提示する必要があります。税金の還付は、銀行口座振込または郵便局を通じての送金になります。また還付金の請求権は5年で消滅しますので、文書の作成日から5年を経過したものは、還付の対象になりません。